

春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料を支払う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 区分所有長屋 不動産登記又は固定資産課税台帳により住戸ごとの区分所有が明確であり、構造上同一棟となっている建築物(廊下及び階段等を共用しないで2戸以上の住宅が連続し、若しくは重なっているもの又はこれに類するものに限る。)をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(次条において「補助対象空き家」という。)は、当該空き家に関する情報を市が指定する団体に提供することについて所有者が同意している空き家又は区分所有長屋の空き住戸とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下この条及び次条において「補助対象者」という。)は、補助対象空き家に係る売買又は賃貸借契約(以下この条及び第6条において「契約」という。)の締結に際し、仲介手数料(契約の締結を媒介した第三者(第7条において「仲介者」という。)に対し、その労務の対価として支払った金銭をいう。次条及び第7条において同じ。)を支払う個人(購入

者又は賃借人に限る。)であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないものとする。

2 補助対象者は、空き家(区分所有長屋の空き住戸を含む。)1戸(共同住宅等の場合は1棟)につき、1人とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が支払った仲介手数料の額とし、50,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、契約の締結の日の属する年度の3月15日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市空き家仲介手数料補助金交付申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 仲介手数料の額が分かる書類(仲介者の記名押印があるものに限る。)

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、第7条の申請をもってこれに代える。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

印

電話番号

春日井市空き家仲介手数料補助金交付申請書

空き家仲介手数料補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家仲介手数料補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

2 空き家の所在地 春日井市

3 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 仲介手数料の額が分かる書類（仲介者の記名押印があるものに限る。）